

農薬使用者の皆さんへ

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳を行いましょう。

間違いやすい事項とその原因を、表にまとめました。こうしたことにも十分注意して農薬を使用しましょう。

事項	主な原因	対処方法
適用のない農作物への使用	適用農作物の確認もれ 適用があるとの思いこみ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 (別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例参照)
使用量又は希釈倍数の誤り	使用量又は希釈倍数の確認もれ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬は効果や安全性が確認された使用量又は希釈倍数が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈倍数を確認しましょう。
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。 (特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある日数を確保するよう心がけましょう。) 農作物を収穫するときには、農薬を使用した日からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。
使用回数の誤り	同一有効成分を含む農薬の併用 種苗に使用された回数 のカウントもれ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく